

第二十四回
貴族院議帝國會
沖繩縣及東京府小笠原島伊豆七島ニ於ケル酒造稅ニ關スル法律案件外四
特別委員會議事速記錄第一號

付託議案
中興系

沖繩縣及東京府小笠原島伊豆七島ニ於ケル酒造稅ニ關スル法律案
沖繩縣酒類出港稅則中改正法律案
酒母、醪及麴取締法中改正法律案
煉乳原料砂糖辰巳稅法案
地方稅制限ニ關スル法律案

委員長 伯爵正親町實正君 副委員長 男爵松平 正直君
委員 白曾卯原 義光君 子爵文守 忠篤君 男爵小翠 武惟吉

| | | | | | |
|---------|-----|------|-----|-----------|-----|
| 伯爵柳原 | 義光君 | 子爵牧野 | 忠篤君 | 男爵小澤 | 武雄君 |
| 小松原英太郎君 | | 江木 | 千之君 | 男爵日賀田種太郎君 | |
| 男爵高崎 | 安彦君 | 男爵吉川 | 重吉君 | 男爵青山 | 元君 |
| 千坂 | 高雅君 | 古市 | 公威君 | 柴田 | 家門君 |
| 大谷嘉兵衛君 | | 木村哲 | 太郎君 | 鎌田 | 榮吉君 |
| 宮崎喜久太郎君 | | | | | |

明治四十一年三月七日(土曜日)午前十時二十五分開會

○委員長(伯爵正親町實正君) 是ヨリ開會イタシマス、今日ハ沖繩縣及東京府小笠原島伊豆七島三於ケル酒造税一關スル法律案、是カラ頃亭二調查三掛ラウト思ヒマ

ス、一應政府委員ノ辯明ヲ請ヒマス

○政府委員（櫻井鐵太郎君）　沖繩縣及東京府小笠原島伊豆七島ニ於ケル酒造
税二關スル法律案、此是出ノ理由ハ「第一本會」於テ政府委員會ニ就明ヲ致シテアリマ

スガ、酒税ノ取締上、今日沖繩縣小笠原島伊豆七島ヲ稅法ノ施行地ニ致シテ置キマ

アリマス、故三税法此地方施行スルト云フコトシタイ、斯ウノクガ本築ノ趣意
アリマス、此地方酒造税施行タシマセヌト酒稅ノ取締上甚ダ不便ヲ感スルト云フ次第

デゴザイマス、沖繩縣竝ニ小笠原島伊豆七島ニ稅法ヲ施行イタシマスレバ、從ツテ酒造

要ノ趣意ハ收入ヲ増加シヤウト云フノが主タル趣意デバナイト云フコトヲ申上ゲテ置キマ
税ニ若干ノ收入が伴ウテ生スルノハ無論アリマスガ、酒造税法ヲ此地方ニ施行スル大

ス、ソレデ今日マテ沖繩縣竝ニ小笠原島其他ニ酒造稅法ヲ施行シテアリマセキ爲ニ是等也。

等ノ地方がテ酒類がタト密輸出シテ參りマスソレカ爲ニ沖繩縣ノ酒類出港税ニ
於テモ其收入が減ルト云フ状況ガアリマシテ、同時ニ又酒造税ヲ負擔シマセヌ所ノ小

笠原島デ造ッタ酒ガ内地ニ密輸入シテ居リマスガ、ソレガ爲ニ内地ノ酒造者ガ大ナル影

テ参ラヌトモ限リマセヌ、是等ノ點ヲ取締スルニハドウシテモ酒造稅法ヲ彼ノ地ニ施行イ

タシマセヌケレバ取締ガ立タヌノデゴザイマス、今日ノ沖繩縣ノ狀況ヲ見マスルト沖繩縣

貴族院沖繩縣及東京府小笠原島伊豆七島ニ於ケル酒造稅ニ關スル法律案外四件特別委員會議事速記錄第一號

明治四十一年三月七日

ウ致シマスレバ沖繩縣ニ酒造稅法ヲ施行スルコトニナシテ來マスカラ、此儘ニシテ置キマスト沖繩縣小笠原島伊豆七島ニヘ内地同様ニ今回增稅ニナリマシタ所ノ稅法が直グ程度ニ於ア、輕イ程度ノ稅率ヲ以テ酒造稅法ヲ沖繩縣ニ施行スルト云フコトハ此際御審議ヲ願ヒタイト思ヒマス、尙ホ御質問ニ依リマシテ御答ヲ致シマス

同様一躍シテ輕クナ所ノ造石稅ヲ課スルノハ相當デナイト思ヒマスカラ、三分ノ一ノ木村晉太郎君 唯今ノ御説明ニ依リマシテ伺ヒタイコトハ、酒造稅法改正案ト此案ハ關聯シテ居ルト云フコトハ我ニモ承知シテ居リマスガ、唯今御述ベノ沖繩縣及小笠原島伊豆七島ニ酒造稅法ヲ施行セヌト云フ條ヲ削ジタニ付イテハ是ヲ早クヤランナラヌト云フ御説明デアリマシタガ、アノ酒造稅ノ改正法デ見マスト發布ノ日ヨリ施行スルコトニ、タシカナシテ居シマヤウニ記憶シテ居リマスガ、若シ間違テ居リマスレバ私ノ心得違ヒテアリマスガ、發布ノ日ヨリ施行ストナシテ居リマスシ、本案ハ四十一年十月一日ヨリ施行スルトナシテ居リマスガ其間ハ先刻御述ベノヤウニ沖繩縣其他ニモ内地ト同額ノ稅ヲ課スルヤウニナリハシマスマイカ、其コトヲチヨット伺ヒマス

○政府委員(櫻井鐵太郎君) 先刻、私ノ説明ガ少シク足リマセヌヤウデアリマスガ、私ノ本案ヲ説明シマスノハ之ヲ早ク御決メヲ願ヒタイト云フコトヲ述ベタノテナカッタンデ、酒造稅法ノ改正案ノ如ク三十八條ヲ削ルト云フノハ明治四十一年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

私ノ本案ヲアリマシテ即チ「本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第三十八條削除ニ關スル規定ハ明治四十一年十月一日ヨリ之ヲ施行ス」トアリマスカラ、沖繩縣ニ對シテハ稅法が四十一年十月一日ヨリ施行セラレル、斯ウ云フ順序ニナリマス、唯關聯ヲ

酒造稅法ノ改正案ノ如ク三十八條ヲ削ルト云フノハ明治四十一年十月一日ヨリ之ヲ

施行スト云フノアリマシテ即チ「本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第三十八條削除ニ關スル規定ハ明治四十一年十月一日ヨリ之ヲ施行ス」トアリマスカラ、沖繩縣ニ對シテハ稅法が四十一年十月一日ヨリ施行セラレル、斯ウ云フ順序ニナリマス、唯關聯ヲ

酒造稅法ノ改正案ノ如ク三十八條ヲ削ルト云フノハ明治四十一年十月一日ヨリ之ヲ

施行スト云フノアリマシテ即チ「本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第三十八條削除ニ關スル規定ハ明治四十一年十月一日ヨリ之ヲ施行ス」トアリマスカラ、沖繩縣ニ對シテハ稅法が四十一年十月一日ヨリ施行セラレル、斯ウ云フ順序ニナリマス、唯關聯ヲ

酒造稅法ノ改正案ノ如ク三十八條ヲ削ルト云フノハ明治四十一年十月一日ヨリ之ヲ

施行スト云フノアリマシテ即チ「本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第三十八條削除ニ關スル規定ハ明治四十一年十月一日ヨリ之ヲ施行ス」トアリマスカラ、沖繩縣ニ對シテハ稅法が四十一年十月一日ヨリ施行セラレル、斯ウ云フ順序ニナリマス、唯關聯ヲ

酒造稅法ノ改正案ノ如ク三十八條ヲ削ルト云フノハ明治四十一年十月一日ヨリ之ヲ

施行スト云フノアリマシテ即チ「本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第三十八條削除ニ關スル規定ハ明治四十一年十月一日ヨリ之ヲ施行ス」トアリマスカラ、沖繩縣ニ對シテハ稅法が四十一年十月一日ヨリ施行セラレル、斯ウ云フ順序ニナリマス、唯關聯ヲ

酒造稅法ノ改正案ノ如ク三十八條ヲ削ルト云フノハ明治四十一年十月一日ヨリ之ヲ

施行スト云フノアリマシテ即チ「本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第三十八條削除ニ關スル規定ハ明治四十一年十月一日ヨリ之ヲ施行ス」トアリマスカラ、沖繩縣ニ對シテハ稅法が四十一年十月一日ヨリ施行セラレル、斯ウ云フ順序ニナリマス、唯關聯ヲ

免許稅デ、造石高ノ多少ニ拘ラズ一圓ト云フノデゴザイマスカラ、造石高ノ多イモノニハ輕ク當リマス、少イモノニハ比較的強ク當リマスカラ、之ヲ均ラシテ比較スルト云フコトハ餘程ムツカシウゴザイマス

○男爵小澤武雄君 千坂君カラノ質問ニ、今マテノ免許稅ト今度ノ三分ノ一ト云フ據トシテ三分ノ一ナラバ宜カラウト云フ算當が出ルノカ、之ヲ一ツ願ヒタイ

○政府委員(櫻井鐵太郎君) 三分ノ一ト定メマシタノハ、詰リ程度ト申上ケルヨリ外ニ理由ハゴザイマセヌ、沖繩縣ノ泡盛燒酎ハ「石凡ソ……是ハ一兩年前ノ調べテゴザイマスガ、一石十八圓八十錢イタシテ居リマス、ソレテ此泡盛燒酎ハナカノ強イ、強イ、酒精分ヲ餘計含シテ居ル飲料デゴザイマス、酒精分ガ四十五度以上アリマス、丁度内地ノ精酒ニ比ベマスト、先ツ三倍強イ酒アル、ソレヲ今日マテハ、ナカノ多量ニ飲ンデ居ル、沖繩縣ノ泡盛燒酎ヲ飲ミマスル高ハ、一人平均七升二合ニアリマス、七升二合ハ内地ノ清酒ヲ飲ム割合ノ七升二合ニ比ベマスト分量ハ似テ居ルヤウデゴザイマスガ、

詰リ三倍強イ「アルコール」ヲ飲シテ居ル、斯ウ云フ風ニナシテ居ル、ソレテ先ツ八圓八十錢グラ井今日イタシテ居リマスルガ、ソレニ稅ヲ課ケタナラバ、必スソレタケ泡盛ノ直段ハ上リマセウ、上リマセウガ、唯今申シマスル通りニ餘ホド強イ酒アルマスカラ、直段ガ上レバ隨ツテソレ飲ミマスニモ水ヲ割シテ飲ムト云フヤウニ風モ起シテ參リマセウシ、サウ云フヤウニスレバ一石三十五圓ト云フ内地ト同様ナ稅が課カリマシテモ、沖繩縣民が直ニ其價格ノ稅ヲ負擔スルト云フコトニハナリマスマイ、水ヲ割シテ飲ムト云フ習慣デモ段々云フヤウニスレバ一石三十五圓ト云フ内地ト同様ナ稅が課カリマシテモ、沖繩縣民ノ生活ノ程度ハ、今日ノ所、内地ヨリハ餘ホド低イノデ、先キニ此問題ヲ研究イタシマストキニ、内地ノ造石稅ノ一分ノ一グラ井課シテモ宜カラウ、斯ウ云フ論モアラノデゴザイマス、併シ又段々研究イタシマスト云フト、ソレヨリモ少シ低イ方ガ宜カラウ、即チ三分ノ一グラ井が適當デアラウ、稅法ノ取締ノ法ノ一點カラ申シマスト、成ルベク酒造稅法ハ全國一律ニ行キタインデゴザイマス、沖繩縣デモ矢張リ内地ト同様ノ稅ヲ課シマスレバ、沖繩縣ノ酒類出港稅ナドト云フモノヲ設ケヌモ宜シイノテゴザイマシテ一律ニ行ク方ガ取締ノ方カラ申セバ誠ニ輕便デハゴザイマスケレドモ、沖繩縣ノ如キ内地ト生活狀態ノ違ツテ居ル地方ニハ其黒ハ斟酌シナケレバナルマイ、其斟酌ノ程度ガ三分ノ一グラ井テ宜カラウ、斯ウ云フコトニナシタノデ、稅額ノ稅率ノ割合トカ云フ點カラ計算ヲ致シマシテ三分ノ一ト云フ程度ヲ決メタ譯デハゴザイマセヌ、唯今申シマヤウナ趣意テ程度ヲ決メマシタ次第デゴザイマス

○政府委員(櫻井鐵太郎君) 先刻、千坂君ノ御尋ネアゴザイマスカラ御参考マニ申シマスガ、沖繩縣ノ泡盛燒酎ガ三十九年ニハ凡ク八万石デゴザイマス、ソレテ免許稅ガ四千圓デゴザイマス、ソレアリマスカラシテ一石三對シテ免許稅ヲ割リマスルト一石ニ五十錢、斯ウ云フヤウナ極ク輕イモノが出マス

○千坂高雅君 今日、参考書ヲ拜見スルト八十萬バカリ今度ハ取レルヤウナ算用ニナ

○千坂高雅君 左様……

○政府委員(櫻井鐵太郎君) 御尋ネ通リ高クアリマス

○千坂高雅君 其御見込ハドノ位……

○政府委員(櫻井鐵太郎君) ドノ位ト云フ御尋ネアリマスルガ、今日マテノハ營業

リマスガ、サウデゴザイマスカ

○政府委員(櫻井鐵太郎君) 唯今ノハドレヲ御覽ニナリマシタカ

○木村哲太郎君 今、千坂君カラノ御尋ニ付イテ私ノ思ヒマスル所ヲ言ッテ違ヒマスカ達ヒマセスカ、チヨット伺ヒタ、此造石高ガ三十九年テ七万七千二百八十石トアリマス、此中出港税ニカ、ル石數が即チ一万八千八百石、此七万七千石カラソレヲ引キマシタアトが五万八千四百石ハカリニナルヤウデアリマス、ソレニ三分ノ一ノ税額ヲ乘ケテ見マスト略、全額が出ルヤウニ思ヒマスガ、サウデゴザイマスカ

○政府委員(菅原通敬君) 唯今ノ御尋ネニ御答ヘヲ致シマスガ、御説ノ如ク二十九年ノ情況ニ依リマシテ計算テ致シマスト、サウ云フコトニナリマスノデアリマスガ、酒造税法ヲ沖繩縣ニ施行イタシマシタ結果ハ、從來ノ通り一石五十錢(グラ)井ノ免許税デ、製造イタシマシタトキヨリ製造石數が減ツテ參ルモノト見ナケレバナリマセヌ、茲ニ差引イテ直チニ出マシタ石數が後ニ残ルモノデアルトスウ見ルコトハ出來マイト考ヘマス、尙ホ申上ゲテ置キマスガ、茲ニ参考書ニ差上ゲテ置キマシタ沖繩縣ノ焼酎ノ製造場數及石高ト云フ所デアリマスガ、最初申上ゲマシタ通り沖繩縣ニハ未ダ酒造税法ヲ施行イタシテ居リマセヌノデ、唯免許税ヲ取シテ居タニ過ギマセスカラ、其製造石高ト云フヤウナモノハ極メテ正確ナルモノデアルト云フコトハ申上グ惡クイノアリマス、凡ソ此位ノモノデアルグラウト云フコトハ色ミノ材料カラ推算イタシタニ過ギナインデ、此表ヲ御覽クダサイマスニ付イテモ此石數ハ餘リ正確ナモノデナイト云フコトヲ御承知置ラ願ヒマス。

○委員長(伯爵正親町實正君) 十月一日ヨリ施行スト云フノハドウ云フ譯デアリマスカ
○政府委員(櫻井鐵太郎君) 十月一日ハ御承知ノ通り酒ノ方デ申シマスト、年度ノ境地ニナシテ居リマス、ソレヲ押ヘマシテゴザイマス
○委員長(伯爵正親町實正君) 詰リ次ノ年度ノ醸造カラ……
○政府委員(櫻井鐵太郎君) 次ノ醸造年度ヨリ、詰リ第四十一醸造年度ノ初マリヨリ、斯ウ云フ意味デアリマス

○委員長(伯爵正親町實正君) モウ別ニ御質問ガゴザイマセヌケレバ討議ニ移リマス、本案全部ヲ問題ニ供シマス
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○委員長(伯爵正親町實正君) 御異議ガゴザイマセヌケレバ原案ノ通り可決ト認メマス

○委員長(伯爵正親町實正君) 次ハ沖繩縣酒類出港税則中改正法律案
○政府委員(櫻井鐵太郎君) 此案ハ至極簡單ノ法律案ゴザイマシテ説明ヲ申上ゲルマデモナイト存ジマスルガ、唯今御決議ニナリマシタ如ク沖繩縣ハ酒造税法第四條ニ依ル造石稅ヲ三分ノ一ト致シマスル以上ハ沖繩縣酒類出港税則中ノ第一條ニ規定ノアリマス「第四條ノ稅率ニ依リ」ト斯ウアリマスノヲ即チ三分ノ一引キマシタ所ノ三分ノ二ト致シマス、今日マテハ沖繩縣ニハ酒造税法が全部行ハレテ居ラナカッタ、ソレ故ニ酒造税法第四條ニ依ル規定ノ造石稅ヲ全部取ル必要がアル、併シ沖繩縣ニハ此税法ハ行ハレナイ、三分ノ一造石稅ヲ取リマス以上ハ出港税トシテ其三分ノ二ヲ取シテ相當デアラ

ウト、斯ウ云フコトデ、第一條ノ改正ヲ要シマス次第アリマス

○伯爵柳原義光君 チヨット伺ヒマスガ、是ハ沖繩ノ港ヲ出ルトキニ、例ヘア自分ガ飲

ムトカ言ッテ極少イ分量ノ酒ヲ持シテ居ルトキハ矢張リ之ニ當嵌ルンデアリマスカ、丁度税關デ自家用トシテ酒トカ煙草トカ分量ヲ限シテ税ヲ課シマセスガ、恰モアノ如ク自分が船ノ中テ飲ムトカ内地ヘ持シテ歸ルノテモ極ク分量ノ少イ場合ニハ見逃ガスト云フコトガアリマスカ、ドウデアリマスカ、全然假令僅ナ量モヤルノデアリマスカ

○政府委員(櫻井鐵太郎君) 御尋ネノ通りアリマシテ、船中ノ自分ノ飲料ト云フヤウナモノニハ課税イタシマセヌ

○伯爵柳原義光君 ドノ位ノ分量マテ限リガアリマスカ、三合トカ五合トカ一升トカ……

○政府委員(櫻井鐵太郎君) 別ニ數量ヲ限シテ決メタモノデハゴザイマセヌ、先ツ見計ヒテ今日マデヤシテ居リマス

○伯爵柳原義光君 分リマシタ

○委員長(伯爵正親町實正君) 是モ別段原案デ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○委員長(伯爵正親町實正君) 原案ノ通り決シマス

○委員長(伯爵正親町實正君) 次ハ酒母、醪及麴取締法中改正法律案

○政府委員(櫻井鐵太郎君) 此改正案、是モ亦前キニ御決議ニナリマシタ所ノ酒造税法ノ改正案ト釣合ル取りマシテ取締ノ周到ヲ期スル爲ニ改正ヲ必要ト致シタ次第

デアリマス、即チ前キニ御決議ニナリマシタ所ノ酒造税法ノ中ニハ免許ヲ受ケシシテ酒ヲ造ツタ者ハ相當ノ罰金ヲ科シマシテ、尙ホ其製造イタシマシタ所ノ酒又容器器具機械ヲ沒收ス、斯ウ云フコトガ前キノ酒造税法ノ改正ニ依テ規定サレマシタ、酒母、醪及麴ニ付イテモ同様、無免許者ノ制裁トシテハ容器器具機械ヲ沒收イタシマシテ、再ビ犯則ヲスル場合ニ容器器具機械等が沒收サルレバ其犯則ヲヤラウトスルコトが成ルベ

クヤリ惡ク、ナルグラウ、斯ウ云フコトデ酒造税法ノ改正ト同様ナ趣意デ第九條ノ改正ヲ要スル次第アリマス、第十八條ノ二ノ改正モ是亦酒造税法ノ改正ト同様ナ趣意デアリマシテ、別ニ之ヲ委シク申上ゲル必要モ無ト存ジマス、要スルニ酒造税法ノ改正ニ伴ヒマシテ、酒母、醪及麴ノ取締法、斯ウ云フモノモ互ニ聯關係居リマスル法律デアリマスカラ、改正ヲ必要トスルト云フニ過ギヌノデアリマス

○子爵牧野忠篤君 十八條ノ二ニ「本法ヲ施行セサル地ニ於テ云々トアリマスガ、成ルホド今マテ二十二條ニ沖繩縣及東京府下小笠原島伊豆七島ト云フモノガ今マテ施行シナイ土地ニナシテ居リマスガ、其他ニ本法ヲ施行セサル土地ト云フヤウナコトハ無イヤニ思ヒマスガ、臺灣トカ何トカ云フノヲ指スノデアリマスカ

○政府委員(櫻井鐵太郎君) 唯今御尋ネアリマスガ、沖繩縣ハ施行地トナリマス、サウシマスト本法ヲ施行セサル地ト申シマスト、津太、臺灣、ソレ等が施行セサル地トナリマス、今日マテハ沖繩縣ニハ酒造税法が全部行ハレテ居ラナカッタ、ソレ故ニ酒造税法第四條ニ依ル規定ノ造石稅ヲ全部取ル必要がアル、併シ沖繩縣ニハ此税法ハ行ハレナイ、三分ノ一造石稅ヲ取リマス以上ハ出港税トシテ其三分ノ二ヲ取シテ相當デアラ

デナケレバナラスト云フ様ニ考ヘテ、外國品ノ方ガ直ガ高クテモ買フト云フ風ニナシテ居ル

モノモアリマス、煉乳ノ如キモサウ云フ一般ノ感情ニ依ダテ、内國産ヨリハ外國品ノ方ガ

宣イト云フ様ナ風ニナシテ、實際ノ品質ハ良クナイモノデモ却ツレガ高ク賣レテ居ルト

云フコトモアル様ニアリマス、ソレハ先ツ別ト致シマシテ、兎ニ角其煉乳ノ製造ニ砂糖が

ドノ位井掛カルカト云フコトカラ算出ヲ致シテ見マスルト、此煉乳ノ製造ニハ多ク第四種

ノ砂糖ヲ使ヒマス、其稅金ハドホド負擔シテ居ルカト云フト、一箱ノ煉乳ヲ製造スルノ

ニ、砂糖ヲ幾ラ使フカト云フコトカラ勘定イタシマスト、ドウシテモ其煉乳ノ製造ニ要シマ

スル製造費ノ大部分ハ砂糖ノ價ニ歸著スル、何レノ方面カラ見テモサウナル様ニアリマ

ス、牛乳ト云フモノハ誠ニ僅カナ計算ニホカナリマセヌ、是等ノ點カラ考ヘマスルト、ドウ

モ内國產ノ煉乳ガ衰へタト云フコトハ、砂糖消費稅ノ負擔ニ歸スルヨリ外ニナイト考ヘ

マス、品質ノ優劣ト云フコトハ先刻申シマシタガ、衛生試驗所ノ試驗ヲ致シタ成績モア

リマス、今日外國カラ入リマスモノニモ大分有名ナ驚印「コンデンスミルク」ト云フ様ナモ

ノガアリマスガ、ナカニ其品質カラ云ヘバ日本テモ優等ノモノヲ製造スル様ニナシテ居リ

マス、砂糖ノ消費稅ノ關係ニ依リマシテ煉乳業者ノ負擔が緩ムト云フコトニナレバ、必ズ

煉乳業ガ興リマスコトハ疑ヒナイト考ヘテ居リマス

○鎌田榮吉君 尚ホ伺シ置キマスガ、價格ノ方ハドウ云フコトニナシテ居リマス、例ヘ

バ百斤ニ付イテ外國品ト同ジ品質ノモノヲ比較シマスト、直段ハドウ云フ關係テスカ

○政府委員（管原通敬君） 外國品ト内國產ノモノト同品質ノモノニシテ、價格ハド

ウ云フコトニナシテ居ルカト云フ御尋不テゴザイマスガ、同様ノ品質ノ對照ヲシテ御答ヘス

ルコトハ少シ困難テアリマスガ、多分參考書トシテ差上ゲアル思テ居リマスガ、内外

煉乳價格及稅金ノ比較 ソレニ煉乳「ダース」當リノ平均價格ヲ外國產ノモノト日本ノモノト比較シテ御覽ニ入レマシタ、三十九年ノ價格ニ依リマスト外國產ノ方ガ二圓

四十一錢三厘、内國產ノモノガ一圓三十二錢六厘ト云フコトニナシテ居リマス、其他

之ニ依テ御覽ヲ願ヒタ

○柴田家潤君 アマリ巨額デハゴザイマスマイガ、今ノ煉乳ニ關係シテ砂糖ノ消費稅ヲ

免除スル其影響ガ今日現在ハ微タルモノデアラウガ、將來ノ凡ソノ見込額ヲ……

○政府委員（管原通敬君） 現在ノ所ニ於キマシテ計算イタシテ見マスルト僅ニ八九

千圓クラ井ノモノアラウト思フ、ソレが假ニ二倍ニ二倍ニナリマシタ所デ、歲出ノ上ニ大シ

タ影響ハ無カラウト思フ

○男爵松平正直君 此通り行ケバ宜イノアリマスケレドモ、是ダケ戻稅ヲシテモ外

國品ガ此戻稅デ内地ノ產ヲ賣ルヨリ以下ニ價ヲ下ゲテ輸入スル 虞ハナイカ、其邊ノ御

調が付イテ居リマスカ、ドウカ

○政府委員（櫻井鐵太郎君） 唯今ノ御尋ネテゴザイマスガ、假ニ戻稅ヲシテ見タ所ガ

尙ホ外國品ハ競争的ニ値ラ下ゲテ持シテ來ルカラト云フ御心配ゴザイマスルガ、其點ハ

私ドモノ考ニハ、サウ云フコトハ無カラウト思ヒマス、ナゼナラバ今日マテノ外國カラ参リマス

「コンデンスミルク」ノ直段ト云フモノハ、外國ノ各國ノ煉乳ガ競爭ノ上ニ値段が定マシテ

日本ニ這入シテ參ル、ソレテ今日マテ日本テ製造サレル煉乳ガ澤山アリマス、ソレト鈎合

ヲ取シテ今日マテ煉乳ノ直が定マシテ居ル譯テハアリマセヌ、唯今ノヤウナ心配ハ無カラウ

ト考ヘマス

○男爵松平正直君 重モニ何所ノ「コンデンスミルク」が這入りマスカ

○政府委員（櫻井鐵太郎君） 亞米利加、獨逸、英吉利、其内一番多ク這入りマ

スノガ亞米利加テアリマス

○伯爵柳原義光君 是マテ盛日本ア煉乳ヲ製造シテ居ッタ時分ニハ歐米ニハ到底イ

ケマセマデシクラウガ、清韓兩國クラヰニハ可ナリ輸出シタモノデスカ、ドウデスカ

○政府委員（櫻井鐵太郎君） 三十四年ニハ、先刻申上ゲマシタガ、十五万箱クラヰ

マデ出來タノデアリマスガ、マダ餘所ヘ出ルト云フヤウニハナシテ居リマセヌ、輸出ト云フコ

トハ餘り見マセヌ

○委員長（伯爵正親町實正君） 御質問が濟ミマシタナラバ討議ニ移リマス、本案全

部ヲ議題ニ供シマス、衆議院ノ送付案通リテ御異議ゴザイマセヌカ

ト（「異議ナシ」ト呼フ者アリ）

○委員長（伯爵正親町實正君） 其通り決シマス

○木村誓太郎君 地方稅制限ニ關スル法律案ハ色々参考書モ過日政府カラ御送付

ニナリマシテゴザイマス、是ハ餘ホト込入シタ問題テゴザイマスカラ、質問ヲシマスルニ付イ

テモ能ク調ベマシテ質問ヲ致シタイト思ヒマスカラ、ドウカ此案ノ委員會ハ質問ヲシマスル

ノニモ二三日置イテカラ御開キヲ願ヒタイト思ヒマス

（「贊成」ト呼フ者アリ）

○委員長（伯爵正親町實正君） 然ラバ本日ハ是テ散會イタシマス、次ノ時日ハ追テ

御報告イタシマス

午前十一時二十九分散會

出席者左ノ如シ

委員長 伯爵正親町實正君

委員

伯爵柳原 義光君

男爵小澤 武雄君

男爵高崎 安彦君

男爵吉川 重吉君

千坂 高雅君

木村誓太郎君

鎌田 榮吉君

内務次官 吉原 三郎君

内務省地方法局長 床次竹二郎君

大藏省主稅局長 櫻井鐵太郎君

大藏次官 水町袈裟六君

大藏書記官 管原 通敬君

内務省神社局長 水野鍾太郎君

内務省參事官 千之君

大谷嘉兵衛君

宮崎喜久太郎君